

政令番号56 酸化プロピレン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成21年

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	2.3E+0							2.3
2	青森県	5.6E-1							0.6
3	岩手県	4.6E-1							0.5
4	宮城県	1.0E+0							1.0
5	秋田県	4.0E-1							0.4
6	山形県	4.2E-1							0.4
7	福島県	7.0E-1							0.7
8	茨城県	8.7E-1							0.9
9	栃木県	8.2E-1							0.8
10	群馬県	7.5E-1							0.8
11	埼玉県	2.3E+0							2.3
12	千葉県	1.9E+0							1.9
13	東京都	5.6E+0							5.6
14	神奈川県	2.9E+0							2.9
15	新潟県	7.0E-1							0.7
16	富山県	3.4E-1							0.3
17	石川県	3.9E-1							0.4
18	福井県	2.4E-1							0.2
19	山梨県	3.7E-1							0.4
20	長野県	6.2E-1							0.6
21	岐阜県	5.5E-1							0.5
22	静岡県	1.3E+0							1.3
23	愛知県	2.4E+0							2.4
24	三重県	5.4E-1							0.5
25	滋賀県	2.2E-1							0.2
26	京都府	1.0E+0							1.0
27	大阪府	2.9E+0							2.9
28	兵庫県	1.5E+0							1.5
29	奈良県	4.0E-1							0.4
30	和歌山県	3.6E-1							0.4
31	鳥取県	2.1E-1							0.2
32	島根県	1.7E-1							0.2
33	岡山県	4.8E-1							0.5
34	広島県	1.2E+0							1.2
35	山口県	7.1E-1							0.7
36	徳島県	1.9E-1							0.2
37	香川県	3.3E-1							0.3
38	愛媛県	5.0E-1							0.5
39	高知県	2.6E-1							0.3
40	福岡県	2.2E+0							2.2
41	佐賀県	4.9E-1							0.5
42	長崎県	6.8E-1							0.7
43	熊本県	5.8E-1							0.6
44	大分県	4.6E-1							0.5
45	宮崎県	5.4E-1							0.5
46	鹿児島県	7.2E-1							0.7
47	沖縄県	3.8E-1							0.4
	全国	4.5E+1							44.8